

保護者の皆様へ

5月8日から感染症法により新型コロナウイルス感染症が「第5類感染症」と位置づけられることとなりました。

つきましては、感染した場合の対応が、季節性インフルエンザ同様となります。

詳しくは厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

をご参照ください。

感染した場合の療養期間は発症日から5日経過し、かつ発熱や咳などの症状軽快から1日が経過するまでとなります。

自宅療養証明書はこちらをダウンロードの上、保護者の方の責任においてご記入いただけますよう、お願いいたします。